



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 769 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
770 昭和51年和歌山県告示第788号(大新公園の設置)の
廃止 (住宅環境課)
771 平成17年和歌山県告示第649号(大新公園地下駐車場
使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")

告 示

和歌山県告示第769号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成18年6月1日

和歌山県知事 木村良樹

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	2,917.87
紀中地域水源かん養保安林	1,918.22
紀北地域水源かん養保安林	309.94
紀南地域土砂流出防備保安林	759.65
紀中地域土砂流出防備保安林	367.11
紀北地域土砂流出防備保安林	398.72
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第770号

昭和51年和歌山県告示第788号(大新公園の設置)は、廃止する。

平成18年6月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第771号

平成17年和歌山県告示第649号(大新公園地下駐車場使用料の徴収事務の委託)は廃止する。

平成18年6月1日

和歌山県知事 木村良樹